

周南市監査委員 中村 研 二

周南市監査委員 青木 義 雄

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年5月19日に議長及び市長に提出し、令和2年5月22日に議会報告されています。）

1 監査の対象

教育部

教育政策課、生涯学習課、人権教育課、学校教育課、学校給食課、
中央図書館、新南陽図書館、福川図書館、熊毛図書館、鹿野図書館

2 監査の範囲

平成31年4月（一部平成30年）から令和元年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務。

3 監査の実施期間

令和2年1月27日から令和2年5月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講

評の際に、文書で指導した。

教育部

教育政策課

(1) 契約事務

ア 土地賃貸借契約の相手方選定において、契約事務上適切でないものがあつた。

生涯学習課

(1) 共通的事項

ア 旅費について、算定に誤りのあるものがあつた。

(2) 契約事務

ア 土地賃貸借契約の相手方選定において、契約事務上適切でないものがあつた。

イ 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に契約が締結されているものがあつた。

学校教育課

(1) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に指名競争入札が行われているものがあつた。

イ 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない契約について、年度開始前に業務委託及び物品購入の見積合わせが行われているものがあつた。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあつた。

学校給食課

(1) 共通的事項

ア 学校給食費の収納について、周南市会計事務規則に基づく手続がされていないものがあつた。

(2) 契約事務

ア 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に指名競争入札が行われているものがあった。

イ 周南市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しない業務委託契約について、年度開始前に見積合わせが行われているものがあった。

(3) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。

中央図書館

(1) 共通的事項

ア 出張について、自家用車の公用使用の承認がなされていないものがあった。

(2) 財産管理事務

ア 備品について、備品管理システムに未登録のものがあった。